

令和 6 年度居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりの推進に向けた基本方針等検討業務に係る公募型企画競争（プロポーザル）を実施するので、下記のとおり告示する。

令和 6 年（2024 年）5 月 31 日

札幌市長 秋 元 克 広 印

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市まちづくり政策局政策企画部都心まちづくり推進室都心まちづくり課  
電話(011)211-2692

2 公募型企画競争（プロポーザル）に付する事項

(1) 業務名

令和 6 年度居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりの推進に向けた基本方針等検討業務

(2) 業務内容

- ア 基本方針等の検討
- イ 施策の効果・影響等の検討・分析
- ウ 検討部会の運営補助
- エ 関係団体等への個別ヒアリングの支援
- オ 業務報告書の作成

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 14 日（金）まで

3 参加資格

次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 札幌市競争入札参加資格者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)(2)(3)(4)(5)を満たす必要があることに注意すること。

※ 技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。

※ 複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

#### 4 手続等

- (1) プロポーザル提案説明書等の交付  
令和6年5月31日（金）から都心まちづくり課ホームページにて公開
- (2) 企画提案書等の提出
  - ア 提出方法  
持参又は郵送とする。
  - イ 提出期間  
令和6年5月31日（金）から令和6年6月17日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日。  
受付時間は8時45分から17時15分までとする。
  - ウ 提出場所及び送付先  
上記1のとおり。

#### 5 選定方法

- (1) 一次審査（書類審査）  
提出された企画提案書等を企画競争実施委員会により書類審査する。提出者が少数の場合は省略する場合がある。
- (2) 最終審査（ヒアリング）  
企画競争実施委員会においてヒアリングを実施し、委員の評価の合計点数が最も高い企画提案を契約候補者とする。

#### 6 その他

- (1) 以下の場合には、企画競争実施委員会において審査のうえ、失格となることがある。
  - ア 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法が、本提案説明書にて定めた内容に適合しなかった者。
  - イ 審査の公平性を害する行為を行った者。
  - ウ その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しない者。
- (2) プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書の訂正・追加・再提出は認めない。
- (5) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (6) 詳細は提案説明書による。